

## 海外キャッシュサービス利用規定

### 第1条（サービスの内容）

海外キャッシュサービス（以下「サービス」といいます。）とは、YOKOHAMA BANK CARD（海外キャッシュサービス契約のある会員に限る）（以下「カード」といいます。）の本会員および家族会員が日本国外で現地通貨により利用口座から預金の払い戻しを受けることができるサービスです。

### 第2条（利用できる支払機等）

このサービスは日本国外で、VISAインターナショナルサービスアソシエーション（以下「VISAインター」といいます。）に加盟している金融機関またはクレジット会社が設置し、指定している現金自動支払機（現金自動入出金機を含みます。以下「支払機」といいます。）により受けることができます。なお、支払機の利用方法は、それぞれの支払機設置先の定めによります。

### 第3条（利用口座からの引き落とし）

1. このサービスによる日本国外での払い戻しに係る利用口座からの引き落としは、毎銀行営業日の午前9時までにVISAインターから当行に引き落としの請求があった分をとりまとめ、そのとりまとめ日を支払日とし預金通帳および払戻請求書なしで利用口座から自動引き落としの方法により支払うものとします。
2. 前項の支払いについては、外貨額をVISAインターまたはVISAインターに加盟する金融機関、クレジット会社が定める時期ならびに為替レートに、当行の海外取引に係わる事務処理など所定の費用分を加算したレートにより円貨に換算した金額を前項により引き落とすものとします。
3. このサービスによる契約があるときは、第6条に定めるほかは日本国外における支払機によるキャッシングサービスはご利用できません。日本国外における支払機によるキャッシングサービスの請求が当行にあった場合においても、当行は第1条に定める本サービスの利用があったものとして処理します。
4. 本サービスに係る引き落としと支払日の到来している横浜バンクカード会員規定（以下「バンクカード規定」といいます。）に定めるショッピングサービス、キャッシングサービスによる債務が利用口座の預金の不足により同時に引き落とすことができない場合における引き落としの選択は当行の任意とします。

### 第4条（利用可能枠等）

1. このサービスの利用は、前条第1項の引き落とし前の残高および日本国外のキャッシングサービスの未決済の残高を含め日本円の換算額で30万円まで可能です。
2. 1回あたりの利用できる金額は、VISAインターまたはVISAインターに加盟する金融機関、クレジット会社が定める金額までとします。

### 第5条（手数料）

1. このサービスの利用にあたっては、当行所定の手数料率により計算した手数料をいただきます。
2. 前項の手数料は、第3条第1項の引き落としと同時に引き落とします。

### 第6条（引き落とし不能時の取り扱い）

第3条第1項および前条による支払い額の合計額が利用口座の支払い可能額を越える場合には、全額について日本国外におけるキャッシングサービスを行ったものとみなします。なお、この場合の手数料は前条にかかわらずバンクカード規定に定める手数料をいただきます

### 第7条（サービスの停止）

バンクカード規定の定めによりカードの利用が停止または解約された場合は、このサービスを受けることはできません。

### 第8条（解約等）

1. このサービスを解約する場合には、当行所定の書面を利用口座のある店舗に提出するものとします。
2. 利用口座を解約したときまたはカードを解約したときは、本規定による契約は終了します。

### 第9条（規定の適用）

本規定に定めのない事項については、バンクカード規定、横浜銀行CDカード規定および総合口座取引規定によります。

以上

（平成21年3月）